

令和5年度

健康保険委員研修会



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康 いろは



全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康 かえで

1. 協会けんぽ広島支部の健康保険料率について

- (1)健康保険料率について
- (2)インセンティブ制度について (5つの指標)
- (3)健康保険料の増加を抑制するために(上手な医療のかかり方)

2. 健康保険給付について

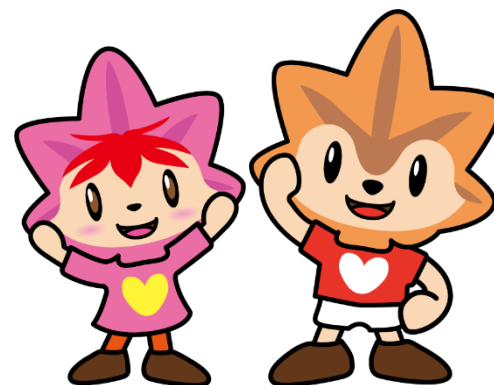
- (1)各種給付金について
 - ※以下(2)、(3)は給付金の中から代表的なものを紹介
- (2)病気やケガで仕事を休んだとき(傷病手当金)
- (3)医療費が高額なとき(マイナ保険証・限度額適用認定証・高額療養費)

3. 協会けんぽ広島支部からのお知らせ

- (1)医療機関等を受診する際にマイナンバーカードを一度使ってみませんか？
- (2)健康保険証の回収について
- (3)ひろしま企業健康宣言について



1. 協会けんぽ広島支部の健康保険料率について



1-(1)健康保険料率について

広島支部の健康保険料率

令和5年度
9.92%



令和6年度
9.95%

※厚生労働大臣の認可により確定します。
(2月上旬予定)

Point !

- * 変更時期は、令和6年3月分(4月納付分)から
- * 40歳以上65歳未満の被保険者には、介護保険料率がかかります

ご存じですか？

◆ 健康保険料率は、都道府県支部で異なります

協会けんぽの健康保険料率は、都道府県支部ごとの医療費水準に基づいて算出されます。このため、医療費水準が高い都道府県支部の健康保険料率は高くなります。

◆ 平均保険料率は10%、最も低い支部は9.35%

広島支部の令和6年度の健康保険料率は、平均を0.05%下回っています。つまり、広島支部は全国と比べて医療費水準が低いということです。なお、最も低い健康保険料率は9.35%、最も高い健康保険料率は10.42%です。

■ 平均保険料率(10%)と 広島支部(9.95%)の違い ■

標準報酬月額20万円の場合
・全国平均→20,000円(労使折半前)
・広島支部→19,900円(同)
➢ 全国平均と比較すると事業主負担は、加入者一人に対し、ひと月に50円低くなります。

■ 介護保険料率は引き下げに ■

介護保険料率は、同時期に1.82%から1.60%に引き下げられます。

介護保険料率は全国一律の保険料率です。

1-(1)全国の令和6年度健康保険料率の状況について

- ・全国平均は10.00%であり、最高は佐賀県の10.42%、最低は新潟県の9.35%です。
- ・全国平均 10.00%を上回る支部は21支部、平均未満の支部は26支部でした。
- ・広島支部は、全国平均10.0%を下回る26支部に入っています。

都道府県	保険料率	都道府県	保険料率	都道府県	保険料率
北海道	10.21%	石川県	9.94%	岡山県	10.02%
青森県	9.49%	福井県	10.07%	広島県	9.95%
岩手県	9.63%	山梨県	9.94%	山口県	10.20%
宮城県	10.01%	長野県	9.55%	徳島県	10.19%
秋田県	9.85%	岐阜県	9.91%	香川県	10.33%
山形県	9.84%	静岡県	9.85%	愛媛県	10.03%
福島県	9.59%	愛知県	10.02%	高知県	9.89%
茨城県	9.66%	三重県	9.94%	福岡県	10.35%
栃木県	9.79%	滋賀県	9.89%	佐賀県	10.42%
群馬県	9.81%	京都府	10.13%	長崎県	10.17%
埼玉県	9.78%	大阪府	10.34%	熊本県	10.30%
千葉県	9.77%	兵庫県	10.18%	大分県	10.25%
東京都	9.98%	奈良県	10.22%	宮崎県	9.85%
神奈川県	10.02%	和歌山県	10.00%	鹿児島県	10.13%
新潟県	9.35%	鳥取県	9.68%	沖縄県	9.52%
富山県	9.62%	島根県	9.92%	全国平均 10.00%	

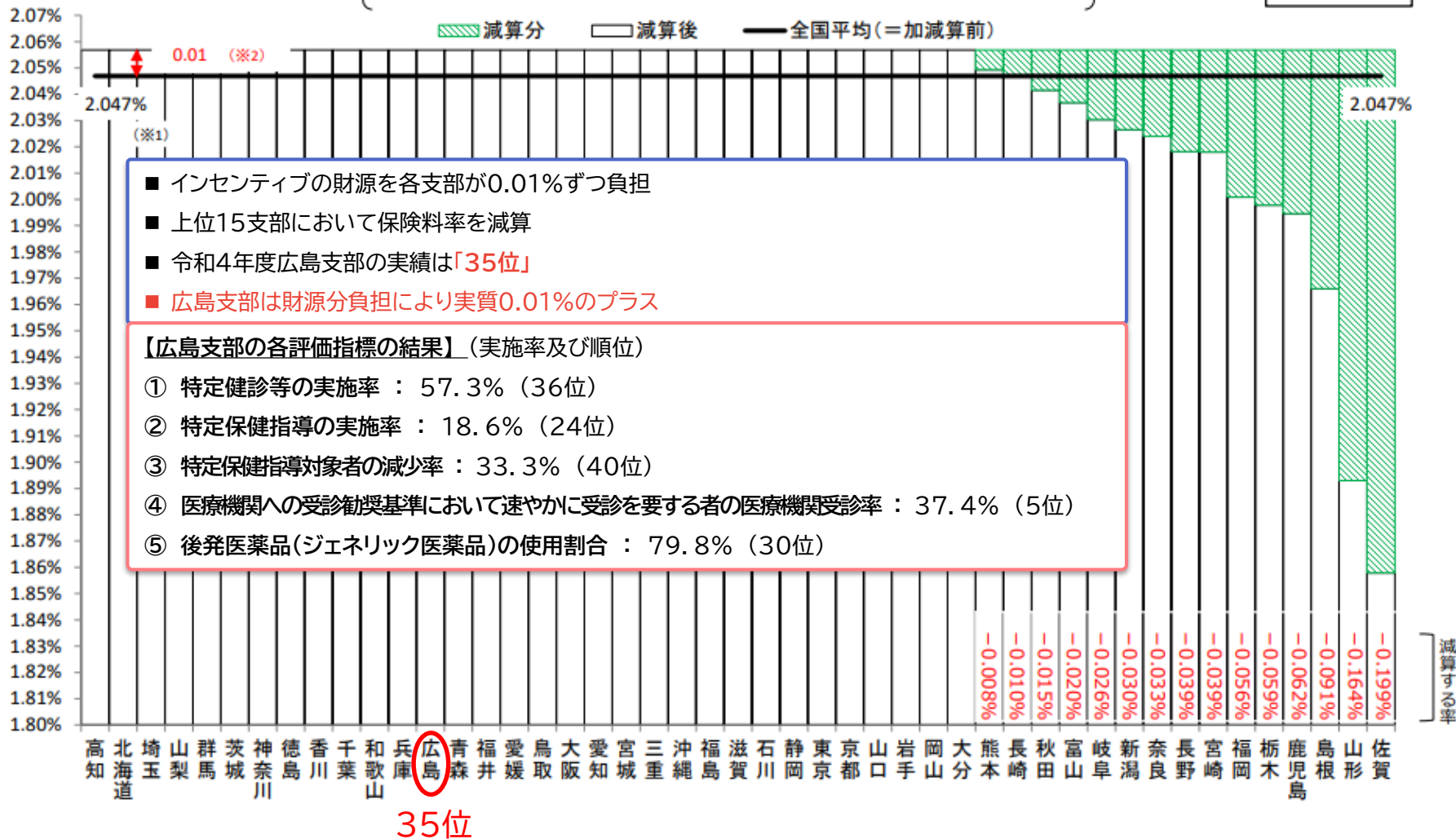
最も高い

最も低い

1-(2)インセンティブ制度について(5つの指標)

令和6年度保険料率の算出に必要となる令和6年度総報酬額等の見込み額が現時点で未確定であるため、本試算と令和6年度保険料率に加算・減算される実際の率とは差異が生じることに留意が必要。

加算率0.01



※1 令和6年度保険料率における後期高齢者支援金相当の保険料率は、令和6年度の後期高齢者支援金及び総報酬額の見込み額を基に算出するが、現時点では未確定であるため、令和4年度決算における後期高齢者支援金相当の保険料率(2.047%)で仮置きしている。

※2 令和6年度保険料率に加算されるインセンティブ保険料率は、令和4年度の総報酬額に0.01%を乗じた額を令和6年度の総報酬額の見込み額で除することにより算出する。

Check

インセンティブ制度は、加入者・事業主の皆さまの取組みで保険料率を引き下げられる制度です。

1-(2)インセンティブ制度について(5つの指標)



●指標1 「特定健診等の実施率」

Point! *40歳以上の被保険者と被扶養者の特定健診の受診が求められています。

具体的に何をすれば良い？

◆被保険者の場合

40歳以上の被保険者は協会けんぽが実施する「生活習慣病予防健診」を受診してください。

「生活習慣病予防健診」を利用できないときは？

労働安全衛生法の規定により実施している定期健診(事業者健診)の健診結果を協会けんぽに提出してください。

◆被扶養者の場合

40歳以上の被扶養者は協会けんぽが実施する「特定健診」を受診してください。

毎年4月、「特定健康診査受診券(セット券)」をご自宅宛てにお送りしています。「特定健康診査受診券(セット券)」を使って受診することで、約7,000円の健診費用の補助が受けられます。

■ 特定健診とは？ ■

生活習慣病を予防するためメタボリックシンドロームに着目した健診です。40歳以上の加入者を対象に、全ての医療保険者(国保・健康保険組合など)で実施しています。

■ 生活習慣病予防健診とは？ ■

35歳以上の協会けんぽ被保険者を対象に実施している健診です。約13,500円の健診費用補助があり、がん検診もセットになったお得な健診です。

■ 被扶養者が受診するには？ ■

次の三つの方法があります。
①協会けんぽが契約しているお近くの医療機関で受診、②お住いの市町村が実施する集団健診会場で受診、③協会けんぽが実施する集団健診会場で受診。健診の費用は、受けられる健診機関によって異なります。

Point! ご家族にも健診受診の呼びかけをお願いします！

1-(2)インセンティブ制度について(5つの指標)



●指標2 「特定保健指導の実施率」

●指標3 「特定保健指導対象者の減少率」

Point ! *これからも健康でいられるよう、生活習慣の改善が必要です。

具体的に何をすれば良い？



健診と特定保健指導はセット
で受けよう！
健診当日がおススメ！

◆ 事業所様

- ①健診と特定保健指導はセットでの実施がおすすめです。健診当日に特定保健指導の案内があった場合は、積極的に受けるように従業員へ周知してください。
- ②(健診当日に特定保健指導を受けられなかった場合)特定保健指導の案内が届きましたら、対象者に指導を受けるようお知らせし、指導を受けられるための日程調整をお願いします。

特定保健指導の初回は保健師・管理栄養士との個別面談になります。
なお、面会が困難な場合は、オンラインでの面談も可能です。

◆ 特定保健指導の案内が届いた方(加入者)

- ① 必ず特定保健指導を受けましょう。
- ② 特定保健指導(3~6か月)を最後まで受けて、生活習慣の改善に努めましょう。

■ 特定保健指導とは？ ■

生活習慣病予防健診を受けた後、メタボリックシンドロームのリスク数に応じて生活習慣の改善が必要な方を対象に行われる健康サポートです。生活習慣改善の目標を立ていただき、保健師や管理栄養士が3~6か月間、その目標達成のサポートを行います。

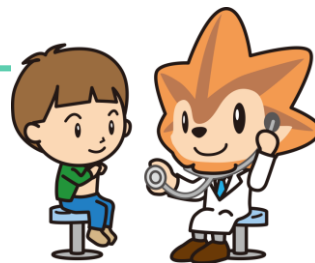
■ 特定保健指導の種類 ■

特定保健指導は、メタボリックシンドロームのリスク数に応じて次の2種類があります。

1. 積極的支援
 2. 動機付け支援
- 「積極的支援」は「動機付け支援」よりリスクが高い状態です。

特定保健指導は3~6か月間の生活習慣改善サポート！
特定保健指導の初回の個別面談以降は、面談のほか、電話または手紙でサポートします。

1-(2)インセンティブ制度について(5つの指標)



●指標4 「医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率」

Point! *生活習慣病の重症化を防ぐため、医療機関への早期受診が必要です。

具体的に何をすれば良い？

◆ 事業所様

- ① 健診結果での医師の所見が「要精密検査」や「要治療」の場合、早急に医療機関を受診するよう加入者に働きかけましょう。
- ② 加入者が医療機関を受診できるよう、時間調整等をお願いします。

◆ 協会けんぽから“受診勧奨”の案内が届いた方(加入者)

必ず早期に医療機関へ受診しましょう。

血圧、血糖、**脂質(※)**検査の結果、基準を超えているにもかかわらず医療機関を受診されていないと思われる方(加入者)に対し、医療機関への早期受診を促す案内をしています。

- 医療機関への受診が確認できない方へ、健診機関や協会けんぽから受診確認の「お電話」を行うことがあります。

健診後 **医療機関を受診しなかった方**のリアルな声をお聞きください。

受診しなかった方からのメッセージ

脳卒中

毎年の健診結果で血圧とLDLコレステロール値が高めであることを指摘されていました。自覚症状もなかったので、特に気にしていませんでした。

その日は突然きました。朝、起きたらめまいに襲われて倒れてしまい、3か月入院しました。退院後も、リハビリを続けて、4年たってようやく歩けるようになりました。

趣味の登山ができず、何より仕事ができないことで**家族に迷惑をかけてしまった**という思いがあります。

あの時、健診結果で指摘されたことを病院に相談しておけばと思うと後悔しかありません。

53歳・男性・青森県



※脂質(LDLコレステロール)については、令和4年10月から実施

1-(2)インセンティブ制度について(5つの指標)

●指標5 「後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用割合」

Point! *医療費抑制への取組みをお願いします。



具体的に何をすれば良い？

◆ 事業所様

健康保険証やお薬手帳に「ジェネリック医薬品希望シール」を貼るよう、加入者やそのご家族に勧めてください。



◆ 加入者様

- ・マイナポータル※内「わたしの情報」の「調剤・薬剤情報」から、処方された先発医薬品をジェネリック医薬品に切り換えた場合の削減額を確認しましょう。
- ・健康保険証やお薬手帳にジェネリック医薬品希望シールを貼りましょう。

※マイナポータルを利用するには、マイナンバーカードが必要です。
マイナンバーカードの作成は、お住いの市区町村へお問い合わせください。

◆ ジェネリック医薬品軽減額通知が届いた方(加入者)

定期的に処方されているお薬について、ジェネリック医薬品への切り替えを医師または薬剤師に相談しましょう。



ジェネリック医薬品の供給について

現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。切り替えを希望される方は、医療機関や薬局とよくご相談ください。

■ ジェネリック医薬品軽減額通知をお送りしました(令和6年2月) ■

今年度処方された先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合、医薬品の金額がどれだけ軽減されるか試算した金額を通知するもの。

■ 広島支部の使用割合81.4% ■

国は、2023年度末までにジェネリック医薬品の使用割合を80%以上にすることを目標に掲げています。広島支部の令和5年8月における使用割合は81.4%となり、皆様や医療機関・薬局様のご理解・ご協力により、国が掲げる目標値80%を達成しております(協会けんぽ全体82.9%)。

■ お薬手帳・お薬情報表示アプリ ■

お薬手帳としての利用に加え、処方されたお薬(先発医薬品)をジェネリック医薬品に切り換えた場合の軽減額を確認できます。

詳しくはこちら ▶



● お薬手帳・お薬情報表示アプリをご周知ください

協会けんぽ広島支部からのお知らせ

協会けんぽ広島支部加入の方が対象
★保険証記載の保険者番号が「01340017」の方

「お薬手帳アプリ」を使用して薬局に行く前に処方箋からお薬代やジェネリック医薬品の軽減額が確認できる

サービス開始!

ダウンロード無料 お薬手帳アプリ

ヘルスケア手帳

ジェネリック(後発薬)を利用すると【年間】500円安くなる可能性があります。
(本人負担額が2,000円超の場合)

今回の処方内容

処方:ト、1日1回、経口薬剤	1,260円
処方:ト、1日1回、経口薬剤	1,260円
合計	2,520円

後発薬品にかえた場合

処方:ト、1日1回、経口薬剤	700円
処方:ト、1日1回、経口薬剤	700円
合計	1,400円

(イメージ画像)

いろいろな便利な機能が!

- メリット 1 お薬の管理**
服用中のお薬やこれまでのお薬の履歴をリストで管理できます
- メリット 2 ジェネリックの軽減額通知**
処方箋の二次元コードを読み取ることで、ジェネリックに切り替えた場合の軽減額がスグに分かります
- メリット 3 処方箋の事前受付**
処方箋を事前に送信することが可能です(送信できる薬局が限られています)
- メリット 4 家族全員分の登録可能**
スマホ1台で家族全員分のお薬手帳を管理できます
- メリット 5 災害時でも常時携帯**
災害時に備えて、お薬手帳として常時携帯することが可能です

「ヘルスケア手帳 協会けんぽ広島支部」で検索! ダウンロード無料

App Store からダウンロード
Google Play でダウンロード

本事業は、ジェネリック医薬品の使用割合向上を目的に、アプリのサービスを入札により調達したものであり、特定のアプリの利用を推奨するものではありません。

紙のお薬手帳やすでにお薬手帳アプリを使用されている方は

ダウンロード無料

お薬情報表示アプリ
CompassGE

アプリならではの機能!

- メリット 1** ジェネリックの軽減額通知
処方箋の二次元コードを読み取ることで、ジェネリックに切り替えた場合の軽減額がスグに分かります(調剤明細書からも確認ができます)
- メリット 2** 全国どこでも利用可能
全国どこの薬局に行くときも利用できます

※協会けんぽ広島支部加入の方が対象です(保険証記載の保険者番号が「01340017」の方)

「CompassGE 協会けんぽ広島支部」で検索! ダウンロード無料

App Store からダウンロード
Google Play でダウンロード

本事業は、ジェネリック医薬品の使用割合向上を目的に、アプリのサービスを入札により調達したものであり、特定のアプリの利用を推奨するものではありません。

保険証情報を入力したら利用者登録完了!

ヘルスケア手帳では
「設定」から「メモ」の保険証情報の設定に、保険者番号/記号/番号を入力します

CompassGEでは
「設定」に自分の保険証情報を入力するだけ

設定したら、サンプルデータをお薬手帳へ記録してみましょう。

設定したら、スクリーンでサンプルデータを読みましょう。

調剤明細書のサンプルデータ

01340017
あなたの記号 あなたの番号

お問合せ

全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

〒732-8512
広島市東区光町1-10-19
日本生命広島光町ビル2階

TEL:082-568-1014(企画総務グループ) 受付時間:平日8:30~17:15

本チラシを印刷のうえ、事業所内で掲示をお願いします。

チラシのダウンロードはこちらから ▶



1-(3)健康保険料の増加を抑制するために(上手な医療のかかり方)

広島支部の健康保険料率

令和6年度
9.95%

健康保険料率のまとめ

- *全国平均保険料率は、10.0%
- *協会けんぽの健康保険料率は支部ごとの医療費水準で異なります。
- *広島支部は全国平均より「医療費水準が低い」ため、健康保険料率が低く抑えられています。

医療費の増加(伸び)を抑制するために大切なこと～医療費節約術①～

◆ 診療時間内(平日・昼間)に受診しましょう

夜間や休日など診療時間外に医療機関を受診すると、料金が割増しとなります。急病でやむを得ない場合以外は診療時間内に受診しましょう。

診療時間内の割増加算(3割負担の場合)

時間帯	平日・昼間	夜間・早朝等 概ね6時～8時、 18時(土曜は正午) ～22時
初診料 860円	加算なし	+150円
再診料 220円	加算なし	+150円

診療時間外の割増加算(3割負担の場合)

時間帯	時間外 概ね6時～8時、 18時(土曜は正午) ～22時	休日 日曜日、祝日、 12/29～1/3	深夜 22時～6時
初診料 860円	+260円	+750円	+1,440円
再診料 220円	+200円	+570円	+1,260円

※初診料、再診料、割増加算等は、資料作成時点(令和6年1月末)での情報です。

1-(3)健康保険料の増加を抑制するために(上手な医療のかかり方)

医療費の増加(伸び)を抑制するために大切なこと～医療費節約術②～

◆ かかりつけ医・かかりつけ薬局を活用しましょう

日常的な診療や健康管理を行う身近なお医者さんである「かかりつけ医」、服薬状況の管理や健康相談に応じてくれる「かかりつけ薬局」を上手に活用しましょう。かかりつけ医は必要に応じて、専門医や大病院に紹介状を書いてくれます。紹介状を持参して大病院を受診した場合は、初診料に加算される選定療養などの特別料金はかかりません。

◆ はしご受診を控えましょう

同じ病気でもいくつもの医療機関を受診することを「はしご受診」といいます。医療機関を変えると、検査などのやり直しのため、身体への負担や自己負担が増加します。

受診回数	同じ医療機関を3回受診	3つの医療機関をはしご受診
1回目	初診料860円+検査料等	初診料860円+検査料等
2回目	再診料220円	初診料860円+検査料等
3回目	再診料220円	初診料860円+検査料等
初診・再診料の合計	1,300円+検査料等	2,580円+検査料等×3

※初診料、再診料、特別料金等は、資料作成時点(令和6年1月末)での情報です。

■ 紹介状なしで大病院を受診した場合

初診時

特別料金
7,000円以上
(全額自己負担)

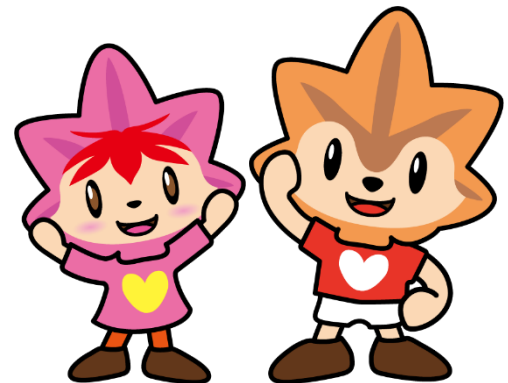
再診時

特別料金
3,000円以上
(全額自己負担)

※医科を受診した場合

※がん、心臓病などの重い病気で長期的な治療を必要とする際、「セカンドオピニオン」(自費診療)を活用し、別角度からの意見を参考にすることで治療法の選択肢の幅が広がり、より納得して治療に臨むことができます。

2. 健康保険給付について



2-(1)各種給付金について

申請書の種類	申請が必要なとき
療養費支給申請書 (立替払等、治療用装具)	・医療費の全額を負担したとき ・治療用装具等を購入し装着したとき ・海外で急な病気の治療を受けたとき (海外療養費)・・・神奈川支部が管轄となります。(☎:045-270-8431)
高額療養費支給申請書	高額な医療費を支払ったとき
傷病手当金支給申請書	病気やケガで仕事を休んだとき
出産手当金支給申請書	出産で仕事を休んだとき
出産育児一時金支給申請書	子どもが生まれたとき
埋葬料(費)支給申請書	ご本人・ご家族が亡くなったとき

健康保険では、原則(※) 被保険者または被扶養者の**業務災害以外**の病気・けが、出産、死亡に対して保険給付を行います。

業務災害(通勤災害含む)による病気・けがをされた場合は、管轄の労働基準監督署にご相談ください。



※被保険者が5人未満の小規模な適用事業所の代表者等(労災保険の特別加入者を除く)で、一般の従業員と著しく異なる労働に従事している場合、業務に起因して生じた病気・けがについては、健康保険の給付の対象となる場合があります。

この場合は、「負傷原因届」を添付してください。

各種給付金の申請方法

申請書の取得方法

1. 協会けんぽのホームページからダウンロードする。
2. 協会けんぽ広島支部に電話して取り寄せる。
3. コンビニで印刷する(ネットプリント)。

申請書の提出方法

協会けんぽ広島支部へ郵送で提出する。

提出先

〒732-8512

広島県広島市東区光町1丁目10-19

日本生命広島光町ビル2階

すべての申請書に共通する添付書類

条件	添付書類
第三者によるケガをして申請する	「第三者行為による傷病届」一式 (協会けんぽ指定の様式。 申請書と併せて取寄せが必要)
被保険者が亡くなられ、 相続人が申請する ※埋葬料(費)は除く	被保険者との続柄がわかる 「戸籍謄本」等

※このほかにも、申請書ごとにご準備いただく添付書類があります。

2-(2)病気やケガで仕事を休んだとき(傷病手当金)

被保険者が**病気やケガで4日以上仕事を休み、その間に給料を受けられない場合**、傷病手当金が申請できます。

傷病手当金が支給される条件

傷病手当金は、次の①～④の条件を全て満たしたときに支給されます。

① 仕事とは関係ない病気・ケガの療養のための休業であること

業務災害・通勤途中のケガについては、**労災保険**へご申請ください。

② それまで就いていた仕事に就くことができないこと

療養担当者(医師等)の意見等をもとに判断します。

③ 4日以上仕事に就けなかったこと

(連続する3日間の休職を含む)

病気やケガの療養のために**連続して3日間仕事を休んだ後(待期間)**、4日目以降の仕事に就けなかった日に対して支給されます。

※待期間には有給休暇、土日祝日等の公休日を含みます。

④ 休んだ期間について給料の支払いがないこと

(手当等、一部でも給料の支払いがあれば減額されます)

給料が全額支払われている場合、傷病手当金は支給されません。

※ただし、給料の日額が傷病手当金の日額より少ないときは、その差額が支給されます。

左記③「待期3日間」の考え方

待期が完成しない場合 ▶ **受給不可**

休 出 休 休 出 出 休 休 出 休

待期が完成する場合 ▶ **受給可**

休 休 休 出 休 休 休 休 休 休

待期完成 傷病手当金受給

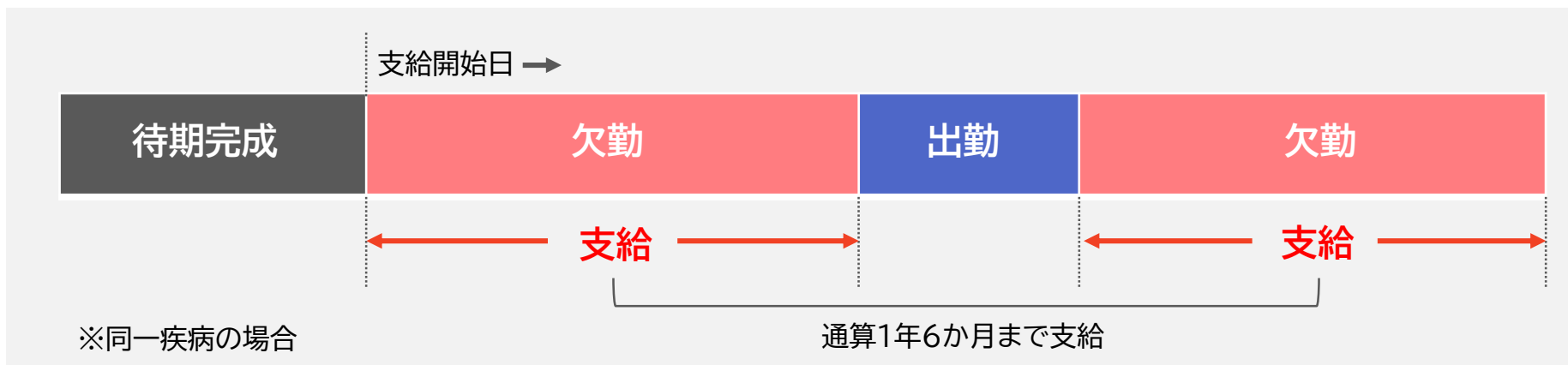
休 休 出 休 休 休 休 休 休 休

待期完成 傷病手当金受給

2-(2)病気やケガで仕事を休んだとき(傷病手当金)

傷病手当金の支給期間

傷病手当金は支給が始まった日(支給開始日)から支給期間(実際に支給された期間)を※**通算して1年6か月の期間**を限度として支給されます。



傷病手当金の支給額

支給
総額

=

直近1年間における標準報酬月額
の平均額の30分の1

×

3分の2

×

支給日数

(注)被保険者の加入期間が1年に満たない場合は、資格取得後の平均額か、協会けんぽ全被保険者の平均額の**いずれか低い額**となります

2-(3)医療費が高額なとき(マイナ保険証・限度額適用認定証)

医療費が高額になることが事前にわかっている場合

「**マイナ保険証**」または「**限度額適用認定証**」を医療機関等に提示することで、医療機関ごと(1か月単位)の窓口負担が基準となる**自己負担限度額まで**となります。



※マイナ保険証

どちらかを医療機関に提示

※マイナポータルまたは医療機関等でマイナンバーカードの健康保険証利用登録が必要です。
(登録方法は、「3-(1)医療機関等を受診する際にマイナンバーカードを一度使ってみませんか?」
をご参照ください。)



限度額適用認定証申請から利用の流れ

- ① 事前に郵送で協会けんぽに申請書を提出
- ② 送付希望先の住所宛に限度額適用認定証が到着
- ③ 交付された認定証と保険証を医療機関等に提示

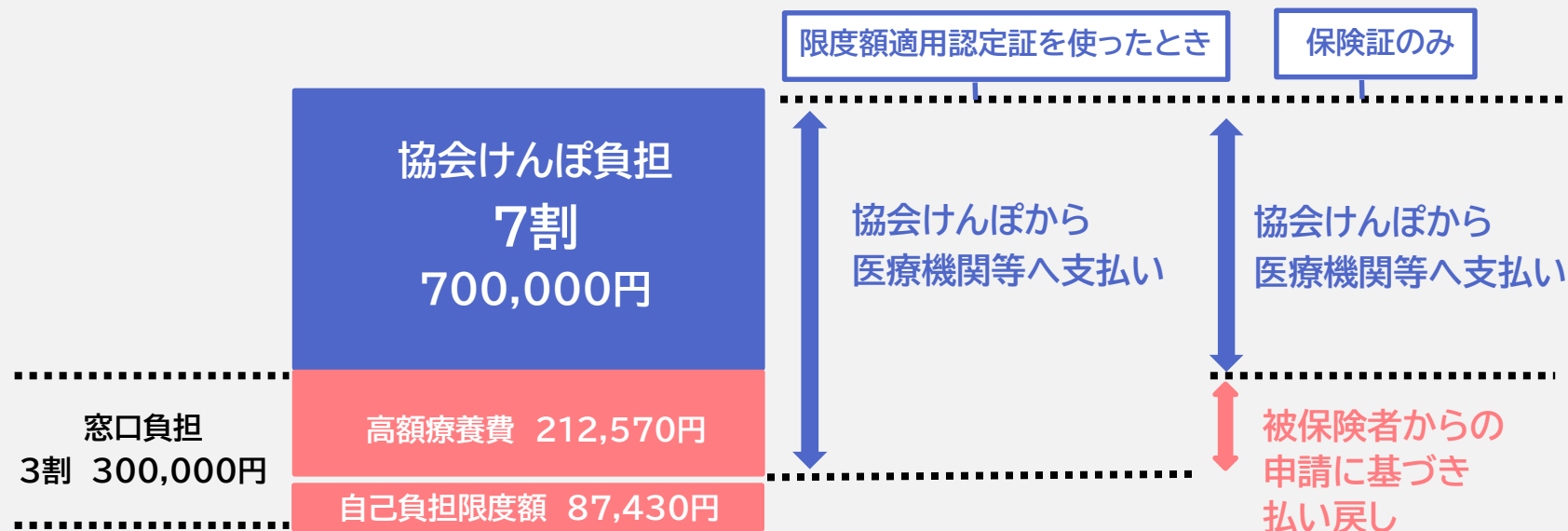
- 自己負担限度額は**年齢・被保険者の所得区分**によって異なります。
- 限度額適用認定証の発行は、申請書が協会けんぽ支部に到着してから**7~10日程度**かかりますので、お早めに申請をしてください。

2-(3)医療費が高額なとき(高額療養費)

医療機関等で支払った自己負担額が高額になったとき

マイナ保険証または限度額適用認定証の提示ができず、同一の月に支払った自己負担額が高額になり、**払い戻しの基準額(自己負担限度額)を超えたとき**は、被保険者からの申請により、超えた分について後日協会けんぽから払い戻しを受けられます。

(例) 医療費総額1,000,000円 (区分「ウ・標準報酬月額28~50万円」のケース)



- 自己負担限度額は**年齢・被保険者の所得区分**によって異なります。
- 払い戻しには**診療月から3か月以上**かかります。

2-(3)医療費が高額なとき(マイナ保険証・限度額適用認定証・高額療養費)

自己負担限度額(払い戻しの基準額)について

●70歳未満の方(表Ⅰ)

()内は多数回該当の場合

被保険者の所得区分			自己負担限度額
ア	標準報酬月額	83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% (140,100円)
イ		53万～79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% (93,000円)
ウ		28万～50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (44,400円)
エ		26万円以下	57,600円 (44,400円)
オ	低所得者※		35,400円 (24,600円)

※被保険者が住民税の非課税者で、かつ、区分ア、イに該当しない方

●70歳以上75歳未満の方(表Ⅱ)

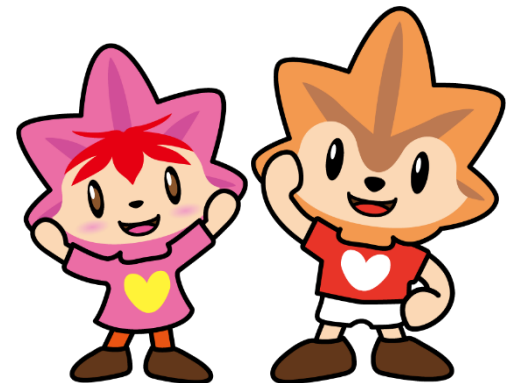
()内は多数回該当の場合

被保険者の所得区分			自己負担限度額	
			個人ごと(通院)	世帯ごと(入院を含む)
現役並み所得	標準報酬月額	83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% (140,100円)	
		53万～79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% (93,000円)	
		28万～50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (44,400円)	
一般(標準報酬月額26万円以下)			18,000円(年間上限14.4万円)	57,600円(44,400円)
低所得者Ⅱ※1			8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ※2				15,000円

※1 被保険者が住民税の非課税者で、かつ、現役並み所得者に該当しない方

※2 被保険者とその扶養家族すべての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がなく、かつ、現役並み所得者に該当しない方

3. 協会けんぽ広島支部からのお知らせ



3-(1)医療機関等を受診する際にマイナンバーカードを一度使ってみませんか？

マイナンバーカードで受診するメリット

安心 よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に！

- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

マイナンバーカードでの受診前には登録情報の確認を！

ご自身の健康保険証情報がシステムに正しく登録されているか確認をお願いします。

スマホ等のマイナポータル(わたしの情報)上でご確認いただけます。

3-(1)医療機関等を受診する際にマイナンバーカードを一度使ってみませんか？

マイナンバーカードで受診するための準備

1 マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得

申請

※以下から選択

1



スマホから パソコンから
オンライン申請

2



証明写真機
から

3



郵送

受け取り

- ①ハガキが届く
- ②受け取りに行く



詳しくはこちら



マイナンバーカード
総合サイト

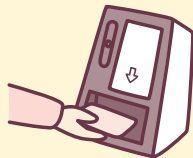
2へ

2 マイナンバーカードをお持ちの方は保険証利用の申込み

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、申込みが必要です。※以下から選択

医療機関で

- ☑ 医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーから申し込めます



スマホから

- ☑ 下記3つを準備

マイナポータル

- ①マイナンバーカード
- ②マイナンバーカード読取対応のスマホ
- ③アプリ「マイナポータル」のインストール

STEP1 「マイナポータル」を起動する。

STEP2 「申し込む」をタップする。

STEP3 利用規約等に同意する。

STEP4 マイナンバーカードを読み取る。



iPhone



Android



ここをタップ!

セブン銀行ATMで

- ☑ 必要なものはマイナンバーカードのみ!

ATM 画面

マイナンバーカード
での手続き

健康保険証
利用の申込み



スマホ等のマイナポータル(わたしの情報)上で健康保険証情報がシステムに正しく登録されているかご確認いただけます。

1. マイナポータルにログイン後、「注目の情報」までスクロールし、「最新の健康保険証情報の確認」を押します。
2. 健康保険証情報のページが表示されます。ページの中段にある「あなたの健康保険証情報」から、登録されている健康保険証情報をご確認ください。

3-(2)健康保険証の回収について

健康保険証の使用期限

《被保険者》

- ・退職日まで
- ・75歳誕生日前日まで 等

《被扶養者》

- ・被保険者の使用期限まで
- ・被扶養者の75歳誕生日の前日まで
- ・扶養を外れる日の前日まで 等

(例) 被保険者(加入者ご本人)が3月20日付けで退職したとき

退職日以前

退職日
3月20日

3月21日以降
在職時の健康保険証は使用できません

誤って無効となった健康保険証を使用した場合、後日**医療保険者負担分の返納請求**が被保険者に届きます。

《注意事項》

3月、4月は、退職や被扶養者の就職等が多く、遡及した退職や扶養を外すケースが見受けられます。年金機構へのお手続きにもれがないようご注意ください。

退職者の手続き
扶養を外れる者の手続き 等



年金機構へ
「被保険者資格喪失届」の提出
「被扶養者(異動)届」の提出 等

3-(2)健康保険証の回収について

退職後の健康保険証の取扱い

- 資格喪失時には、**健康保険証を必ず返却**してください。

資格喪失手続き書類に健康保険証を添付しなかった場合



健康保険証の回収が確認できない場合、**本人へ健康保険証返納の催告文書を送付**します。
電子申請の場合も、健康保険証の返却が必要になります。
電子申請の到達番号がわかる画面を印刷の上、健康保険証と併せて年金機構へご郵送ください。

《注意事項》

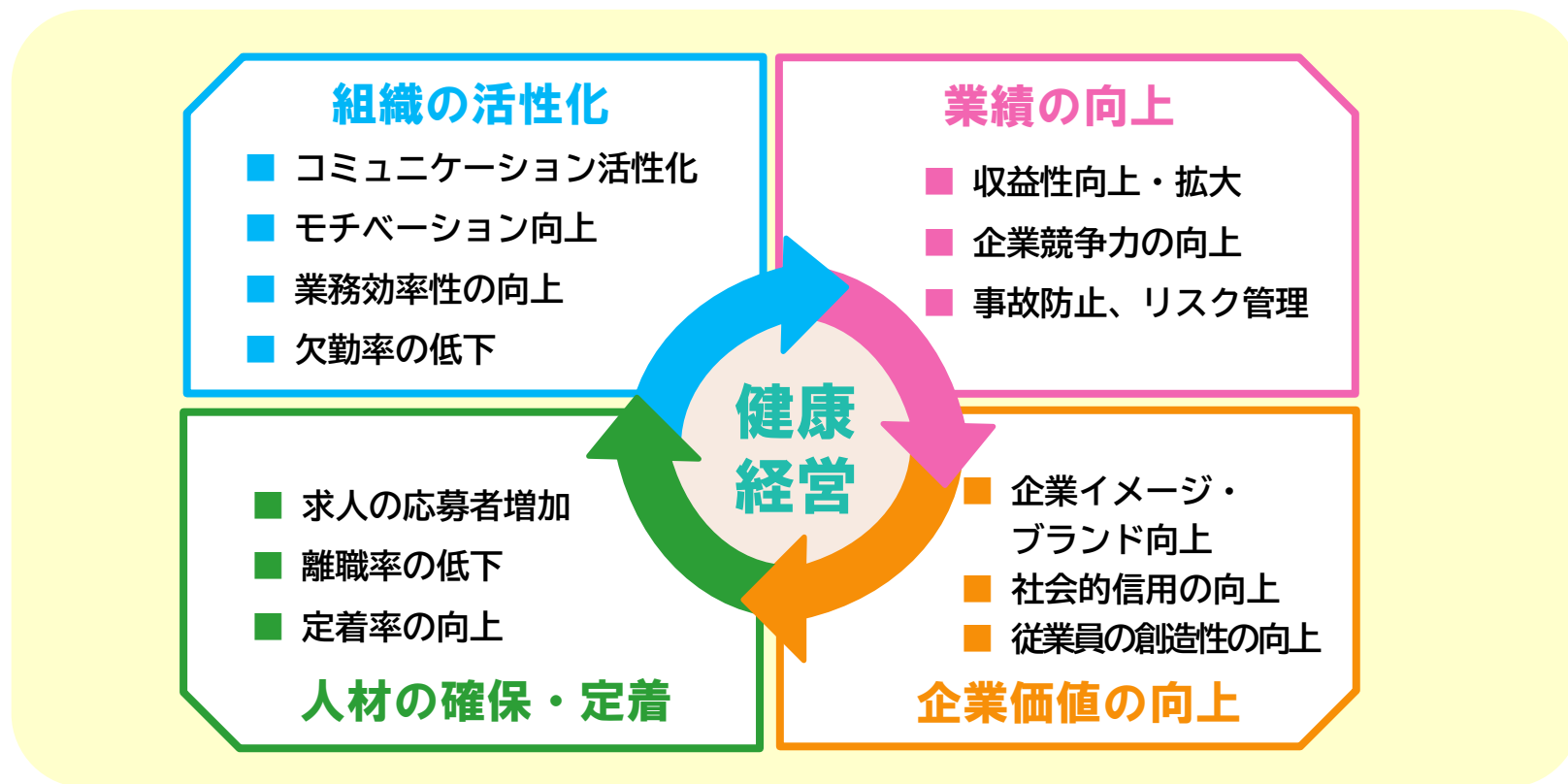
- ・資格喪失等のお手続きの際に健康保険証を添付できない場合、年金機構へ「被保険者資格喪失届」等と併せて、「被保険者証回収不能届」のご提出をお願いします。

3-(3)ひろしま企業健康宣言

事業所様と連携した職場の健康づくりとして、「**ひろしま企業健康宣言**」を推進しています

健康経営の取組みのメリット

従業員の**健康保持・増進のための投資**は、事業所にとって大きな財産となります



3-(3)ひろしま企業健康宣言

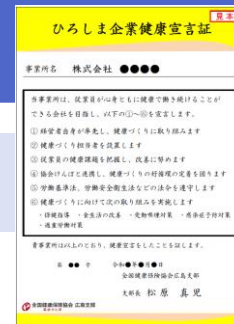
宣言への参加から認定までの流れ

① ひろしま企業健康宣言にエントリー

エントリーは
こちらから ▶



- 「宣言証」を発行 ⇒ 社内に掲示、会社のHPに掲載しアピール
- 広島支部のHPに健康宣言事業所一覧を掲載



② 自社の「健康課題」を把握し、健康経営をスタート

- 「ヘルスケア通信簿」を活用
- 「チェックシート」から自社の取組状況を把握



③ 毎年5月頃、チェックシートで取組みの振り返り

④ 広島支部で審査後、「健康づくり優良事業所」として認定

- 「健康づくり優良事業所 認定証」を発行
- 広島支部のHPに認定事業所一覧を掲載



ひろしま企業健康宣言
健康づくり優良事業所

さらにステップアップ

健康経営優良法人認定制度(経済産業省)

毎年、健康経営の取組みが特に素晴らしい事業所に対し、経済産業省が認定を行っています。
申請にあたっては、「ひろしま企業健康宣言」へのエントリーが**必須**となっております。

ご清聴ありがとうございました



今回の研修に拘らず、
協会けんぽ事業やお手続きについてのご質問は下記連絡先までお電話ください



☎082-568-1011(代表)

土日祝・年末年始を除く平日 8:30-17:15